

ニュース・レター

NEWS LETTER
Apr. 2015

vol.
92



新しいパンフレットができました。
詳しくは、2～3頁の記事をご覧ください。

CONTENTS

- ② パンフレット『環境ホルモン最新事情—赤ちゃんが危ない—』完成
- ⑤ 中下 裕子／2020年目標達成に向けた自治体の取り組み②神奈川県
- ⑥ 中下 裕子／2020年目標達成に向けた自治体の取り組み③大阪府
- ⑧ 中下 裕子／今こそ、環境NGOは大きく団結しよう!! ～「日本市民環境団体連合会」(仮称)の設立にご協力を～
- ⑩ 水野 玲子／ネオニコチノイド系農薬九州巡業報告・ミツバチ被害と無農薬への挑戦を追って

パンフレット『環境ホルモン最新事情—赤ちゃんが危ない—』完成

環境ホルモン問題の最新の研究状況と規制に向けた海外の動き、身の回りの使用実態などを、一般の人たち向けにわかりやすくまとめたパンフレットが完成しました。

環境ホルモンをめぐる状況は、日本国内と海外では大きな違いが出ています。日本では、1998年以降大騒動になりながら、その後「空騒ぎ」として片づけられているのに対して、世界的には、世界保健機関が2020年に、野生生物や人間に対する「世界的脅威」だと指摘する報告書を発表し、欧州連合（EU）では、環境ホルモン作用のある化学物質に対する使用禁止を含めた規制強化の検討を開始しています。

国内外でなぜこんな違いが起きてしまったのか？

その後の研究で環境ホルモンの危険性でどのようなことが分かったのか？ WHOは「世界的脅威」だと指摘し、EUは使用禁止を検討しているのか？

などの疑問に答える内容になっています。

内容は2部構成で、第一部が、環境ホルモンの基礎知識から、最新の研究状況を紹介したもの。体内で女性ホルモンや男性ホルモンなどのまねをして、本来のホルモンの働きをかく乱するのが環境ホルモン（正式名称：内分泌かく乱化学物質）です。その後の研究で、作用をかく乱するのは狭義のホルモンだけでなく、神経系の神経伝達物質や、免疫系のサイトカインなど、体内の細胞間の情報伝達のかく乱を起こすことが分かってきました。その結果、生殖器の異常や精子の減少などでなく、脳神経の発達への悪影響を示す研究も増えてきています。そうした広義の影響を「シグナル毒性」と命名して、化学物質の新しい毒性として捉えなおそうという動きも始まっています。

また、胎児期の栄養環境や母親のストレスなどが子どもの成人後の病気の罹りやすさの原因となると

いう「成人病胎児期発症起源説」という新しい学説や、そのメカニズムともいえる「エピジェネティックな変異」もわかりやすく紹介し、環境ホルモンもその原因の一つとなるという研究も紹介しています。

第二部が、身近な生活の中のどこに環境ホルモンが使われているかという情報です。プラスチック、化粧品、農薬、食品等のジャンル別に気をつけるポイントなどを紹介しています。

パンフレットは、会員の方たちには1部同封しています。それ以外にも1部100円でお分けしていますので、是非、学習用資料としてご利用ください。

このパンフレットは、地球環境基金の助成を受けて作成されたものです。

●目次

第一部 いま環境ホルモンは

異変は野生生物から始まった

人間の生殖にも影響が現れ始めた

内分泌系だけでなく神経系や免疫系にも影響

環境ホルモンはなぜ日本では空騒ぎになったのか

安全な量を決められない——EUでは使用禁止に

複数の環境ホルモンのばく露による未知の影響

子どもの脳神経の発達と環境ホルモンの関係は

胎児期の環境が成人後の病気の要因に

人の血液や尿から検出された環境ホルモン

第二部 STOP！ 環境ホルモン

身の回りの環境ホルモン

プラスチックなどから出る環境ホルモン

生活関連用品・化粧品・香料

家庭用殺虫剤・ガーデニング農薬

食品や医薬品に含まれる環境ホルモン

暮らしの中で気をつけること

環境ホルモンに対する法規制

身近な生物の異変



パンフレット『環境ホルモン最新事情—赤ちゃんが危ない—』より

●パンフレットのお申し込み方法

A 4 サイズ24ページ
1 部100円 + 送料実費

お申し込みは、送付先（郵便番号と住所、電話番号）とパンフ名「環境ホルモンパンフ」と必要部数をご明記の上、メールまたはファクスでお申し込みください。

2020年目標達成に向けた自治体の取り組み

②神奈川県

事務局長・弁護士 中下 裕子

2020年目標達成に向けた自治体の取り組みのヒアリングの第2回は神奈川県です。去る2月26日に環境農政局環境部大気水質課の鈴木氏、小島氏からお話をうかがいました。

●独自の県条例(「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」)の制定

神奈川県では、化管法(P R T R法)の施行に先立って、平成10年4月から「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で事業者による自主的取り組みを基本とした独自の規定を定めました。

その後、平成11年に国のP R T R法が制定されたので、県では平成16年3月に条例の一部を改正し、新たに事業者による化学物質の安全性影響度評価や化学物質の管理目標の作成・報告の仕組みを創設しました。また、平成23年7月からは、化学物質の自主的な管理状況の報告制度を新設しています。

●化学物質の安全性影響度評価制度

これは県独自の特徴のある取り組みで、事業者の自主管理のひとつとして、P R T R法の対象物質ごとに排出量と、有害性に基づく「安全性影響度」を評価して、その低減化に努めることを求めるものです。対象事業所は、県条例で定める指定事業所のうち、評価対象物質を取り扱う又は保管する全ての事業所となります。

「安全性影響度」の評価の仕方については「指針」が定められています。(http://www.pref.

kanagawa.jp/uploaded/attachment/50196.pdf)。
それによると、

安全性影響度
=年間取扱量等(工程別・物質別)×排出係数(工程別)×毒性係数(物質別)
=年間排出量(工程別・物質別)×毒性係数(物質別)

で算出します。なお、安全性影響度は、全ての工程、全ての評価対象物質を足し算します。

毒性係数は物質ごとに、「人への健康影響」と「生態系への影響」を各4段階(A～D)で重み付けをして定めています(表1、表2)。なお、周辺に「配慮施設」(学校、医院、福祉施設、大規模施設等)がある場合は吸入の有害性ランクを1ランク上げて、周辺に「水源利用」がある場合は経口の有害性ランクを1ランク上げて、算定します。

これらに基づいて、「人への健康」と「生態系」それぞれについて工程別・物質別の年間換算排出量を求めます。

最後に、「人の健康」、「生態系」ごとに、年間換算排出量の安全性影響度ランク(表3、表4)を確認し、さらに「評価表」(表5)によって当該事業所の安全性影響度を評価します。そしてこの評価結果に基づいて、事業者は自らの事業所ランクを改善するための目標を自主的に設定します。このような評価を毎年度実施し、自主的削減に努めるという仕組みです(詳細はhttp://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/45201.pdf参照)。

表1 評価対象物質の毒性評価表の一例

番号	CAS 番号	物質名	分子量	比重	温度	状態	総合判定 (人)	発ガン クラス	慢性 毒性	急性 毒性	総合判定 (生態系)	生物種 毒性	オゾン 層破壊
1	1	亜鉛の水溶性化合物	-	-	-	-	C(吸入・経口)	-	C(吸入・経口)	B	B	B	-
1	7646-85-7	塩化亜鉛	136.27	2.91	25	S	A(吸入)	-	A(吸入)	B(吸入)	A	A	-
1	7733-02-0	硫酸亜鉛	161.47	3.74	15	S	C(経口)	-	C(経口)	C(経口)	A	A	-

表2 毒性係数

ランク	係数
A	1000
B	100
C	10
D	1

表3
人の健康への影響のランク
総換算排出量

I	10,000t以上
II	3,000t以上 10,000t未満
III	1,000t以上 3,000t未満
IV	300t以上 1,000t未満
V	100t以上 300t未満
VI	30t以上 100t未満
VII	10t以上 30t未満
VIII	10t未満

表4
生態系への影響のランク
総換算排出量

1	10,000t以上
2	1,000t以上 10,000t未満
3	100t以上 1,000t未満
4	10t以上 100t未満
5	10t未満

このような安全性影響度評価制度は、有害性の重み付けを加えた排出量の削減を求めるというもので、一種の簡便なリスク評価制度といえます。単に排出量（ばく露量）の削減ではなく、有害性も加味したリスクの削減を追求しているという点で、P R T R法を超えるユニークな取り組みといえますが、自主的取り組みにとどまっており、外部に公表されないのは残念です。

●化学物質管理目標などの報告制度

P R T R法の対象事業者は、P R T R法の第1種指定化学物質について化学物質管理目標（自主的目標）を作成し、目標及びその達成状況等を県に報告しなければなりません。県は、事業者からの報告を取りまとめ、公表しています。報告の概要は神奈川県ホームページ「化学物質対策とP R T R」で確認できます。

「平成25年度化学物質管理目標等報告の概要」を見ると、事業者がどのような物質の削減に重点を置いて取り組んでいるのかが分かり、興味深いです。いくつかデータを掲げておきますが、詳細は

表6
平成24年度の排出量の削減目標が大きい物質の達成状況

物質名	削減目標	削減実績	達成状況
①トルエン	5トン／年	323トン削減	○ 達成
②トリクロロエチレン	4トン／年	4トン削減	○ 達成
③キシレン	3トン／年	252トン削減	○ 達成
全物質計	19トン／年	637トン削減	○ 達成

表8
平成24年度使用量の削減目標が大きい物質の達成状況

物質名	削減目標	削減実績	達成状況
①キシレン	281トン削減	598トン削減	○ 達成
②エチルベンゼン	248トン削減	-93トン削減	× 非達成
③トルエン	111トン削減	-1,450トン削減	× 非達成
全物質計	756トン削減	-2,352トン削減	× 非達成

表5 安全性影響度評価表

区 分		安全性影響度（生態系への影響）				
		1	2	3	4	
安全性影響度 （人の健康への影響）	I			I-3	I-4	I-5
	II			II-3	II-4	II-5
	III	III-1	III-2	III-3	III-4	III-5
	IV	IV-1	IV-2	IV-3	IV-4	IV-5
	V	V-1	V-2	V-3	V-4	V-5
	VI	VI-1	VI-2	VI-3	VI-4	VI-5
	VII	VII-1	VII-2	VII-3	VII-4	VII-5
	VIII	VIII-1	VIII-2	VIII-3	VIII-4	VIII-5

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7013/p829137.html> をご覧下さい。

●化学物質情報の提供（「化学物質安全情報システム」（kis-net））

県は法律や条例の規制等がある物質について、事業所の適正管理に必要な物性、有害性などの基礎的な情報を提供しています。4,000種以上の化学物質の情報が登録されており、幅広く利用されています。

＜ヒアリングを終えての感想＞

埼玉県に続き、神奈川県でも自治体独自のユニークな取り組みが行われており、国の基準の上乗せについての各自治体の創意工夫が感じられました。まずは自主的取り組みから、というのも理解できますが、その自主的取り組みを公表し、市民の理解を得る努力も大切ではないでしょうか。せっかくのユニークな取り組みですので、さらにもう一歩進めてもらいたいと思いました。

表7
平成25年度の排出量の削減目標が大きい物質

物質名	削減目標
①トリクロロエチレン	4トン削減
②テトラエチレンペンタミン	2トン削減
③無水フタル酸	1.6トン削減
全物質計	12トン削減

表9
平成25年度の使用量の削減目標が大きい物質

物質名	削減目標
①イブシロン-カプロラクタム	60トン削減
②キシレン	41トン削減
③ヘキサメチレン=ジ イソシアネート	24トン削減
全物質計	242トン削減

2020年目標達成に向けた自治体の取り組み

③大阪府

事務局長・弁護士 中下 裕子

2020年目標達成に向けた自治体の化学物質管理の取り組みについてのヒアリングの第3回目は、大阪府です。去る3月26日、国民会議理事の中地重晴氏と筆者は大阪府環境農林水産部・環境管理室・環境保全課を訪問し、谷口氏、西村氏、池田氏からお話をうかがいました。

●府独自の条例（「大阪府生活環境の保全等に関する条例」）による取り組み

大阪府でも、P R T R法に加えて、平成21年4月からは府独自の条例に基づく化学物質管理制度を整備しています。府条例では、P R T R法の対象物質

以外に府独自に23物質とT V O Cを指定しています（表1）。また、P R T R法の排出量・移動量だけでなく、取扱量についても届出義務を課しています。府条例とP R T R法の関係は表2のとおりです。

府条例では、そのほかにも、「化学物質管理計画書」や、化学物質管理目標の決定及びその達成状況についても届出を求めています。

届出排出量は長期的には減少傾向ですが、近年は横ばい傾向です（図1）。届出排出量が多い物質は、トルエン、塩化メチレン、キシレンなどで、9割以上が揮発性有機化合物（V O C）です。

●化学物質管理目標決定及び達成状況の届出

府条例では、事業者の自主的取組みを促進するために、有害性が高い、取扱量が多い等、環境リスクが高い化学物質を選定してその管理目標を定めるとともに、目標を達成するための管理の改善方法を具体的に策定し、府に届け出る制度を導入しています。

管理目標として取り組む化学物質等は、T V O Cを掲げる事業所が多く、約4割を占めています。以下、トルエン、キシレン、塩化メチレンと溶剤系が続いています（表3）。

管理の改善方法は、排出量、取扱量の削減が多いですが、マネジメントシステムを改善

表1 府独自の対象物質

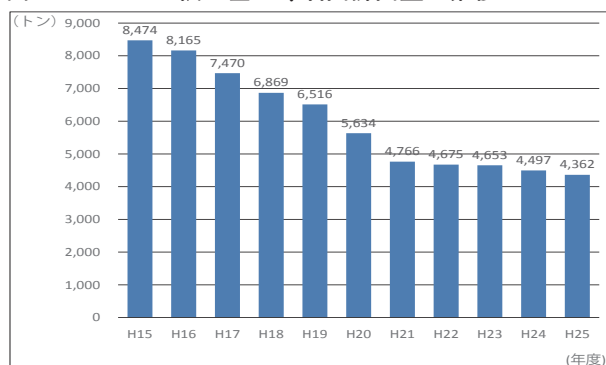
番号	物 質 名	C A S番号
1	エチレングリコールモノブチルエーテル	111-76-2
2	蟻酸	64-18-6
3	2-クロロ-1,3-ブタジエン（別名クロロブレン）	126-99-8
4	クロロメチルメチルエーテル	107-30-2
5	酢酸ブチル	123-86-4
6	三塩化リン	7719-12-2
7	シクロヘキサノン	108-94-1
8	シクロヘキサン	110-82-7
9	3,3'-ジメトキシ-4,4'-ジアミノビフェニル（別名ジアニシジン）	119-90-4
10	チオセミカルバジド	79-19-6
11	2,4,6-トリアミノ-1,3, 5-トリアジン（別名メラミン）	108-78-1
12	3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキサン-1-オン（別名イソホロン）	78-59-1
13	1-ナフチルアミン	134-32-7
14	2,2',2''-ニトリロトリエタノール（別名トリエタノールアミン）	102-71-6
15	1-ブタノール	71-36-3
16	2-ブタノン（別名メチルエチルケトン）	78-93-3
17	2-フランメタノール（別名フルフリルアルコール）	98-00-0
18	メタノール（別名メチルアルコール）	67-56-1
19	1-メチル-4-ニトロベンゼン（別名P-ニトロトルエン）	99-99-0
20	4-メチル-2-ペンタノン（別名メチルイソブチルケトン）	108-10-1
21	硫酸ジエチル	64-67-5
22	硫酸ジメチル	77-78-1
23	リン酸ジブチル	107-66-4
24	揮発性有機化合物（※）	

（※）事業活動に伴い使用される燃料に含まれるものは除き、塗装、印刷、接着以外の過程で使用されるものは、1気圧での沸点が150℃以下のものに限る。

表2 P R T R法と府条例による届け出の概要

		排出量	移動量	取扱量
第一種管理化学物質	・第一種指定化学物質（トルエン等のP R T R法対象462物質）	P R T R法の届出（前年度の排出量等）		
	・府独自指定物質（メタノール等23物質） ・揮発性有機化合物（V O C）総量	条例の届出（前年度の排出量・取扱量等）		

図1 P R T R法に基づく届出排出量の推移



したり、有害性の低い物質に代替するといった取り組みも相当数見られます（表4）。

このような目標届出事業所全体では、平成20年～25年度の5年間で、管理目標として取り組む化学物質を約1,600トン削減しています。これは目標届出事業所全体の排出量削減量の約4分の3を占めています。

●事業者への立入検査等による指導・助言

府条例の届出制度は事業者の自主的取り組みを促すものですが、それを一層促進するため、大阪府では、届出排出量の多い事業所を中心に立入検査等による届出内容の確認、指導・助言、対策事例の収集を行っています。最近では、塩化メチレンについて、代替化、工程変更によって使用中止する事例の収集が目立っています。こうした対策事例については、事業者を対象に化学物質対策セミナーを開催し、情報提供等に努めています。

●大規模災害時の化学物質による環境リスクの低減の取り組み

これは大阪府独自の取り組みです。東日本大震災では、ふっ化水素酸や六価クロムなどの有害化学物質の流出が確認されています。また東京都ではトリクロロエチレンの蒸気を吸入した従業員の死亡事故も発生しました。大阪府域でも、南海トラフ巨大地震の被害想定では甚大な被害が見込まれています。大阪府域は事業所と住宅が混在・密集しているため、地震等の大規模災害が発生した場合には有害物質の流出による環境汚染等のリスクが大きいと考えられます。

そこで、府では、平成25年11月に「化学物質適正管理指針」（<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4460/00138828/shishinkaisei131129.pdf>）を改正し、従来の「緊急事態の発生の未然防止及び発生

表3 管理目標として取り組む主な化学物質

化学物質	件数
合計	1,036
VOC 総量	424
トルエン	65
キシレン	55
塩化メチレン	46
塩化第二鉄	34
その他の物質	412

表4 管理の改善方法の主な内容

管理の改善方法	件数
合計	1,386
排出量の削減	302
取扱量の削減	293
マネジメントシステムの改善	235
有害性の低い物質への代替	142
移動量の削減	97
その他の改善方法	317

※ 1つの事業所で複数の管理の改善方法により取り組みを行う場合があるため、届出件数と管理の改善方法の件数の合計は一致しません。

した緊急事態への対処に関する事項」に加えて、大規模災害が発生した場合の環境リスク低減に関する事項を追加しました。

これは、事業者が自ら大規模災害発生時の環境リスクの把握と優先度を決定し、その結果に従いリスク低減の方策を講じる、という管理計画を届け出ってもらうものです。

平成26年度に届出された管理計画書によると、各事業所では震度5強から6弱の地震を想定し、最大5mの津波の高さを想定する事業所もありました。対策の優先度の高い施設は、化学物質が貯蔵されているタンクや保管庫、タンクに接続された配管でした。リスク低減対策としては、落下・転倒防止策、資機材の配備、専用自家発電の設置はほぼ全ての事業所で、遮断弁や破断しないフレキシブル配管の設置、貯留ピット等の設置も半数程度で実施済みでした。

＜ヒアリングを終えた感想＞

大阪府も独自条例による先進的取り組みを行っていました。特に、大規模災害時の環境リスク削減対策は国もまだ着手しておらず、画期的な取り組みです。また、立入調査等を頻繁に行い、事業者とのリスクコミュニケーションに心がけていることは高く評価されます。他方、周辺住民とのリスクコミュニケーションには課題が残っています。こちらにも府らしい取り組みが期待されます。

今こそ、環境NGOは大きく団結しよう!!

～「日本市民環境団体連合会」（略称グリーン連合） （仮称）の設立にご協力を～

事務局長 中下 裕子

2012年12月に安倍政権へと政権が代わって以降、環境の分野は「冬の時代」に入りました。この間、環境政策は全くといってよいほど進んでいません。元環境省職員の加藤三郎氏によれば、「環境庁が始まって以来の停滞ぶり」だそうです。

化学物質の分野でも、私たちが求めている「化学物質政策基本法」制定の動きは、安倍政権になってからはピタッと止まってしまいました。ネオニコチノイド系農薬についても、EU、アメリカで規制が始まったにもかかわらず、日本では残留農薬基準を大幅に緩和するなど、逆行する動きが活発になっています。さらに原子力の分野では、10万人を超える人々に避難を余儀なくさせたあの福島第一原発事故などまるでなかったかのように、原発再稼働を粛々と進めようとしています。

その一方で、国内はもとより地球環境の悪化はますます深刻化しています。私たち環境NGOは、悪化を少しでもくい止めるべく、各地で日夜奮闘を重ねてきました。しかし、残念ながら、まだまだ力不足で全体的な環境の悪化の流れをくい止めきれずにいるのが実情です。このまま環境政策の停滞状況が続けば、手遅れになりかねません。

このような状況を打ち破って日本の環境政策を大きく前進させ、環境の悪化を食い止めて持続可能な社会構築するためには、私たちNGO自身が、自らの力量をさらに高めることにより、社会的影響力を一層強くするしかありません。周知のとおり、日本の環境政策はEU諸国などと比べると遅れを取っています。しかし、それは、EU諸国のNGOと比べて、私たちNGO自身の力不足の結果でもあるのです。私たちはそのことの反省の上に立って、さらなる成長を目指す必要があると思います。

環境NGOが大きな社会的影響力を発揮できない

限り、日本の環境政策が大きく前進することはありません。今こそ、私たちNGOは、個別の使命・目的を超えて大きく団結し、その経験と英知をさらに高めることによって、持続可能な社会に向けた大きなうねりを日本社会に巻き起こす時ではないでしょうか!!

国民会議では、半年前から、このような問題意識を共有する有志とともに、環境NGOの連合組織設立の準備を重ねてきました。今般、ようやくその構想がまとまり、来る6月5日に設立総会を開催することになりました。日本全国のできるだけ多くの環境団体（目標200団体）にご参加いただきたいと切に願っております。

思えば、国民会議も、ダイオキシン・環境ホルモン問題の早期解決を求めて立ち上がった158名の女性弁護士達と、これに呼応して下さった50名の学際的発起人の方々、そして、趣旨に賛同して支持、協力を申し出て下さったさまざまな分野の市民・市民団体の方々とが結集することで誕生しました。今一度、より多くの環境NGOを結集するために、会員の皆様のご支援、ご協力を心よりお願い申し上げます。皆様がご所属しておられるNGOやお知り合いのNGOに、“グリーン連合”への加入をぜひ働きかけて下さい。もちろん草の根NGOも大歓迎です。“グリーン連合”の呼びかけ人、当面の活動内容等は以下のとおりです。設立趣意書案、規約案、申込用紙は事務局にお問い合わせ下さい。

<当面の活動内容>

- 持続可能な社会への転換を促す政策の検討及び社会提案
- 市民環境団体共通の組織基盤強化のための社会提言及びその実現に向けた働きかけ
- 市民環境団体の政策提言活動の向上支援
- 独自の調査と分析に基づく「市民版・環境白書」の発行などの情報発信
- 市民環境団体の全国集会の開催と国際交流の促進
- 政策決定者、メディア、事業者、研究者などとの情報交流
- 環境問題以外の社会的分野において活動し、持続可能な社会構築をめざしている市民団体及びそのネットワーク団体との情報共有と連携活動

<会員・会費>

●会員：

本会の目的に賛同する市民団体(団体加入のみです)

●年会費（年間予算規模により2000円以上～10,000円以上）：

年間予算規模100万円未満	2,000円以上
年間予算規模100万円～500万円未満	3,000円以上
年間予算規模500万円～1000万円未満	5,000円以上
年間予算規模1000万円以上	10,000円以上

<呼びかけ人（あいうえお順）>：飯田哲也（環境エネルギー政策研究所）、大久保規子（オーフスネット）、太田航平（地域環境デザイン研究所 ecotone）、柏木実（ラムサール・ネットワーク日本）、加藤三郎（環境文明 21）、草野竹史（ezorock）、古我知浩（沖縄リサイクル運動市民の会）、後藤敏彦（サステナビリティ日本フォーラム）、佐藤潤一（グリーンピース・ジャパン）、杵本育生（環境市民）、田中ひとみ（つくば環境フォーラム）、中井八千代（容器包装の3Rを進める全国ネットワーク）、中下裕子（ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議）、中島大（全国小水力利用推進協議会）、永田秀和（中部リサイクル運動市民の会）、長谷川公一（みやぎ・環境とくらし・ネットワーク（MELON））、早川光俊（地球環境市民会議（CASA））、伴英幸（原子力資料情報室）、藤井絢子（菜の花プロジェクトネットワーク）、藤村コノエ（環境文明 21）、古瀬繁範（地球と未来の環境基金）、三柴淳一（国際環境 NGO FoE Japan）、宮北隆志（環境ネットワークくまもと）、桃井貴子（気候ネットワーク）、山岡義典（市民社会創造ファンド）、山崎求博（足元から地球温暖化を考える市民ネットえどがわ）、山本耕平（雨水市民の会）（2015年3月末現在）

“グリーン連合” 設立記念シンポジウムのご案内

●日時：2015年6月5日（金）12時～14時

●場所：衆議院第2議員会館第4会議室

●プログラム

・基調講演：「環境政策における市民参加のあり方～オーフス条約に学ぶ～」(仮題)

講師 大久保規子氏（大阪大学大学院教授）

・パネルディスカッション：「各党の環境政策とグリーン連合への期待」環境政策担当議員

・政党アンケートの報告

※ 設立総会は同日午前10時30分～11時30分、同じ会場で行います。

ネオニコチノイド系農薬九州巡業報告

ミツバチ被害と無農薬への挑戦を追って

理事 水野 玲子

去る2月末から3月3日まで、国民会議ではネオニコチノイド系農薬問題の普及活動の一環として九州北部を訪れました。昨年に引き続きプロナツール自然保護基金の助成による活動です。参加者は、国民会議から森脇、水野、ネオニコネットから御園、日本有機農業研究会から笠原、中村の5名でした。福岡市内では、食育推進ネットワークの皆さんと学習会を開催し、続いて佐世保では「ミツバチ助け隊」主催の講演会の後、意見交換を行い、ニホンミツバチ養蜂家を訪問しました。その他に、アイガモ農法で有名な古野農園（アイガモ家族）訪問、無農薬への取り組みが進んでいる能古島の見学をしました。以下、ネオニコチノイド系農薬との関連で気づいた点をいくつかご報告します。

広がるニホンミツバチの子だし病とネオニコチノイド系農薬



ニホンミツバチが蜂児（ハチの幼虫）の死骸を巣の外に捨てる現象は、子だし病（サックブルード病）と呼ばれています。この病気はミツバチのウイルス病のひとつですが、特にトウヨウミツバチに頻発する病気です。2010年に岩手県の養蜂家の藤原誠太氏は「九州から和歌山までいたる地域でサックブルード病が広がり脅威となっている」と述べていますが、

その8年ほど前から熊本でも発生が報告されています。最近では韓国でこの病気が猛威をふるい、ミツバチはほぼ壊滅状態であるといわれています。ハチが死んだ幼虫を巣の外に出すのは、これ以上巣の中に感染を広げないための本能的な行動と考えられますが、昨今、サックブルード病が九州など全国各地で広がっている状態は見逃すことはできません。

私たちは、ニホンミツバチへのサックブルード病の特効薬を開発しているという佐世保の大楽院さんの養蜂場を見学に行きました。この病気で九州では近年多くの群が失われているけれども、特効薬（成分は秘密）を養蜂家に配りミツバチ被害が減っているとのことでした。一方で、養蜂場の多くは水田に隣接しており、仮にミツバチへの農薬の影響であるとしても、そう簡単には農家に使用中止を求めることはできず、養蜂家の立場が弱いことは全国共通でした。

米国の専門家は、ネオニコチノイド系農薬による免疫力低下を指摘

これまで、サックブルード病の原因はウイルスであり、農薬との関連は不明とされてきましたが、米国農務省のミツバチ研究の第一人者であるペッティス博士は、2012年～13年、科学雑誌にミツバチのもうひとつの病気であるノゼマ病とネオニコチノイド系農薬との関連を示唆する研究をいくつか発表しました。

実験の結果、ネオニコチノイド系農薬（イミダクロプリド）を投与されたミツバチは、免疫力が低下してノゼマ病にかかりやすくなることが明らかになりました。これらの論文は西洋ミツバチとノゼマ病とネオニコチノイド系農薬との関連を示したもののですが、たとえ病気の種類は違っても、ネオニコチノイド系農薬のばく露によって、ミツバチの抵抗力を

著しく低下させて別のウイルス感染する可能性も高まりそうです。日本で多用されるネオニコチノイド系農薬とニホンミツバチのこの病気との関連も十分に疑われるのではないのでしょうか。不気味に広がるミツバチの感染症、サックブルード病、ミツバチ大量死はまだ終わっていません。一日も早いネオニコチノイド系農薬の規制が望まれます。

アイガモ家族 古野農園—たゆまぬ工夫で無農薬38年



福岡の中心部から1時間以内の緑豊かな土地、そこに古野さんの農場がありました。あたりに透き通った空気がみなぎるすがすがしい農園でしたが、家族で38年間も完全無農薬有機農業を続けている古野さんは、最近では孫のために田んぼの路地に1000本のイチゴを植え、誰よりも早く孫に食べさせているそうです。

NHKのプロジェクトXでも紹介された古野隆雄さんは、アイガモ水稻同時作7.3ha、小麦2ha、あらゆる種類の野菜2ha、アイガモ100羽、鶏300羽、その他に蓮根、しいたけ、果樹、小麦粉、きなこなどの加工食品も作っています。しかし、これほど農薬に汚染されていない土地でも、近隣地域の農薬汚染が進んでいるためでしょうか、最近めっきりひばりを見なくなったそうです。30年以上も完全無農薬を続けている古野さんは、今日でも日々新しい挑戦し続けて農作物の成長と向き合っている様子でした。忍耐力と強い信念を持って、とことん自分で考える古野さんの姿は、新著『農業は脳業である』という題目のとおりでした。一方で、慣行農法の大多数の農家は、J Aの指導の通りに黙々と大量の農薬を散布して思考停止に陥っています。農業においても、自分で考え続ける力を持つことがいかに大切かを感じた訪問でした。

ミツバチたすけ隊は今も活発に活動



「ミツバチたすけ隊」はニホンミツバチ養蜂家の故久志富士男氏を中心に2010年に設立された市民団体ですが、国民会議とはCOP10（生物多様性条約第10回締結国会議）2010年などで協力して活動してきました。2013年には「今を生きる人の集い in 佐世保」などの行事を盛り上げました。古武道家よりなる全国ネットワークを中心に、ミツバチだけでなく、虫や鳥が消えたりする生態系の変化を敏感に感じ取る人たちが集まっています。久志さん亡き後は、写真左端の野元浩二さんを中心に活動が進んでいます。

3月1日には日本ミツバチの講習会の後に、ネオニコチノイド系農薬の学習会を行いました。

佐世保の市議会議員がネオニコチノイド系農薬問題にとっても関心を示し、今後さらに取り組みたいとのことでした。この地域でも若い人たちがミホンミツバチの復活の活動を通して、自然保護の大切さに気づき、そこで農薬の恐ろしさを感じ始めています。

能古島—無農薬への挑戦

最後に私たちが訪問したのは、福岡の博多湾に浮かぶ小さな島「能古島」でした。信号もコンビニもない、農協もない自然豊かな島、春は菜の花、秋はコスモスの名所となる島です。福岡市の姪浜からフェリーでたった10分の距離のところですが、この地域では農業法人が純粋ハチミツ「のこはち」、太陽の光をいっぱい浴びた有意栽培トマトなどを手間暇かけて栽培しています。ここでも若者たちが無農薬農業への挑戦をはじめており、できるだけ農薬を使わない農業への模索は、こうした地方の小さな島で着実に進んでいます。新しい動きは地方の片隅から始まり広がっていることを、あらためて実感した旅でした。

◎事務局からのお知らせ【住所が変わります】

急な話ですが、国民会議事務局が移転することになりました。
新しい住所は
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル4F
電話番号：03-5875-5401 ファクス番号：03-5875-5411
電子メールは変更なしで、kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp
5月中旬頃の引っ越しを予定しています。

◎活動報告(15/02～15/04)

03月15日 次世代影響PT会議
03月26日 大阪府の化学物質管理について
ヒアリング
04月09日 運営委員会

◎総会・記念講演会のご案内 7月26日(日)

今年度の年次総会は、7月26日(日)午後1時45分から御茶ノ水の中央大学駿河台記念会館で開催予定です。

その後、午後3時より5時まで講演会「環境ホルモンとシグナル毒性(仮題)」を開催します。ニュースレター91号の新春対談で立川代表とお話いただいた国立医薬品食品衛生研究所・安全性生物試験研究センター毒性部長の菅野純先生にお話をいただきます。次号ニュースレターで詳しい案内を同封する予定です。ぜひご参加ください。

編集後記 広報委員長 佐和洋亮

花はなぜ美しいか

桜前線が列島を北上して、北海道にまで達しました。この時期は、日本中がふわっと膨らむようで、人の気持ちも豊かになります。

花はなぜ美しいか、ひとすじの気持ちで咲いているからだ、明治・大正・昭和の時代を29才で駆け抜けた早世の詩人八木重吉は詠いました。

花に限らず、日に日に伸びる樹々の若芽も、野山にさえずる鳥たちも、そして無垢な瞳の赤ん坊も、ひたすらなその在り様が、人の心を打ちます。

そんな裁判所の判断が出ました。

4月15日の福井地裁の高浜原発再稼働差止め仮処分です。

東京新聞は社説で、次のように報じました。

「今回の決定でも、‘命の物差し’は踏襲さ

れた。

命を何より大事にしたい。平穩に日々を送りたい。考えるまでもなく、普通の人が普通に抱く、最も平凡な願いではないか。

福島原発事故の現実を見て、多くの国民が、原発に不安を感じている。

なのに政府は、それにこたえずに、経済という物差しを振りかざし、温暖化対策なども口実に、原発再稼働の環境づくりに腐心する。一体誰のためなのか。

原発立地地域の人々も、何も進んで原発がほしいわけではないだろう。仕事や補助金を失って地域が疲弊するのが怖いのだ。

福井地裁の決定は、普通の人々が普通に感じる不安と願望をくみ取った、ごく普通の判断だ。だからこそ、意味がある。」

まさに、ひとすじの気持を表した裁判所の決定だといえます。

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 提言と実行
ニュースレター 第92号
2015年04月発行

発行所

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 事務局
〒160-0004
東京都新宿区四谷1-21
戸田ビル4階

TEL 03-5368-2735

FAX 03-5368-2736

郵便振替 00170-1-56642
ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議

編集協力・レイアウト
(有) 総合工房CAP